

令和元年第 4 回定例
夕張市議会会議録
令和元年 12 月 12 日(木曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 3 号 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第 4 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 5 号 夕張市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 8 号 夕張市消防団条例の一部改正について
- 第 4 議案第 9 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 10 号 夕張市公平委員会委員の選任について
- 第 6 議案第 11 号 令和元年度夕張市一般会計補正予算
議案第 12 号 令和元年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算
議案第 13 号 令和元年度夕張市公共下水道事業会計補正予算
議案第 14 号 令和元年度夕張市介護保険事業会計補正予算
議案第 15 号 令和元年度夕張市水道事業会計補正予算
議案第 18 号 夕張市特別職給与条例の一部改正について
議案第 19 号 夕張市教育長の給与に関する条例の一部改正について
議案第 20 号 退職手当支給条例の一部改正について

- 議案第 21 号 夕張市職員給与条例の一部改正について
- 第 7 議案第 16 号 夕張市拠点複合施設設置条例の制定について
議案第 17 号 支所設置条例の一部改正について
- 第 8 議案第 22 号 夕張市教育委員会の教育長の任命について
- 第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 10 報告第 1 号 財政的援助団体の監査結果について
- 第 11 報告第 2 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 3 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 4 号 例月現金出納検査の結果について
- 第 12 意見書案 第 1 号 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書
- 第 13 意見書案 第 2 号 英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書

◎出席議員 (8 名)

君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席議員 (0 名)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 小林尚文君 これより、令和元年第 4 回

定例夕張市議会第 2 日目の会議を開きます。

●議長 小林尚文君 本日の出席議員数は 8 名全員であります。

●議長 小林尚文君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により

君島議員

大山議員

を指名いたします。

●議長 小林尚文君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 木村卓也君 報告いたします。

本定例会の出席者につきましては、さきに報告のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

「別紙」

市長 厚 谷 司 君

教育長 今 勉 君

選挙管理委員会委員長

柳 沼 伸 幸 君

農業委員会会長 後 藤 敏 一 君

監査委員 板 谷 信 男 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 大 友 秀 樹 君

総務課長 芝 木 誠 二 君

地域振興課長 福 富 貴 大 君

財政課長 押野見 正 浩 君

税務課長 池 下 充 君

建設課長 鈴 木 茂 徳 君

土木水道課長 熊 谷 修 君

市民課長 及 川 憲 仁 君

保健福祉課長 平 塚 浩 一 君

生活福祉課長 堀 靖 樹 君

消防長 増 井 佳 紀 君

消防次長 石 黒 友 幹 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 寺 江 和 俊 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 芝 木 誠 二 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 福 富 貴 大 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君

主幹 佐 藤 浩 一 君

●議長 小林尚文君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

今川委員長。

●今川和哉君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、さきに議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は、本会議初日に可決されました議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更についてが、総務大臣の同意を得られたことに伴う議案第 11 号ないし議案第 15 号の令和元年度各会計補正予算 5 件と関連の議案第 18 号ないし議案第 21 号の 4 件のほか、議案第 16 号夕張市拠点複合施設設置条例の制定についてと関連の議案第 17 号支所設置条例の一部改正についての 2 件及び議案第 22 号夕張市教育委員会の教育長の任命について、合わせて 12 件でありまして、これらの案件の取り扱いにつきましては、本日の本会議に上程し、即決することとしたところであります。

この結果、意見書案の調整結果も踏まえ、本定例市議会における付議案件数は、議案 22 件、諮問 1 件、報告 4 件、意見書案 2 件、合わせて 29 件となる

ものであります。

以上で、報告を終わります。

●議長 小林尚文君 たたいまの報告のとおり取り扱うことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 小林尚文君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 小林尚文君 日程第 1、議案第 3 号夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 4 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 3 号夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第 4 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての 2 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 2 議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでの特別職非常勤職員及び臨時的任用職員については、対象となる職の任用要件を厳格化するため、一般職の非常勤職員制度として新たに会計年度の任用職員制度が創設されることから、本市における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるほか、これに係る条例を整備するため、それぞれ条例を制定しようとするものであります。

以上、議案第 3 号及び議案第 4 号の 2 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第 2、議案第 5 号夕張市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 5 号夕張市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令が一部改正されたことに伴い、印鑑登録事務処理要領が改正され、印鑑登録証に旧氏を記載することができるようになったことから、条例の一部を改正し、あわせて文言の整理をしようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第 3、議案第 8 号夕張市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 8 号夕張市消防団条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人などの権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による地方公務員法の一部改正に伴い、団員の欠格条項を改めるほか、条文を整備するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものです。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第 4、議案第 9 号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 9 号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人などの権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これに係る本市の各条例を整備するため、本案のとおり条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第 5、議案第 10 号夕張市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 10 号夕張市公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります板谷信男さんが、本年 12 月 25 日をもって任期満了となりますので、その後任について、同氏を再度任命することについて、同意を得ようとするものであります。

なお、同氏の略歴につきましては省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意されました。

●議長 小林尚文君 日程第 6、議案第 11 号令和元年度夕張市一般会計補正予算、議案第 12 号令和元年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 13 号令和元年度夕張市公共下水道事業会計補正予算、議案第 14 号令和元年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第 15 号令和元年度夕張市水道事業会計補正予算、議案第 18 号夕張市特別職給与条例の一部改正について、議案第 19 号夕張市教育長の給与に関する条例の一部改正について、議案第 20 号退職手当支給条例の一部改正について、議案第 21 号夕張市職員給与条例の一部改正について、以上 9 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 11 号ないし議案第 15 号、議案第 18 号ないし議案第 21 号の 9 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 11 号令和元年度夕張市一般会計補正予算につきましては、先般 12 月 6 日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再生変更計画に基づく補正を行おうとするものであります。

1 ページをご覧ください。第 1 条歳入歳出予算の補正額 1 億 3,843 万 9,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

初めに、各款にわたる経費といたしまして、本年の人事院勧告に基づく市職員の給与改定及び人事異動に係る給料、職員手当等及び共済費について増額または減額するものであります。

人件費以外につきまして、16 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費につきましては、拠点複合施設に係る建物総合損害共済への加入に要する経費、平成 30 年度決算剰余金の一部を財政調整基金へ積み立てる経費、ふるさと納税を通じて全国から多くの寄附金が寄せられたことから、返礼品送付委託料の増額に要する経費を計上するものであります。

22 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費につきましては、市職員の給与改定及び人事異動による人件費の増に伴い、介護保険事業会計に繰り出すための経費、拠点複合施設において移転準備作業補助などを行う臨時職員を雇用する経費及び光熱水費などの維持管理に要する経費を計上するものであります。

24 ページ、2 項児童福祉費につきましては、給付対象児童数が当初見込みを上回ったことによる児童手当に要する経費、保育に要する費用算定基準が改正されたため、保育所入所児童扶助費の増額分に要する経費を計上するものであります。

25 ページ、3 項生活保護費につきましては、国の生活保護システムの改修に伴い、本市の基幹事務システムの改修に要する経費を計上するものであります。

26 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費につきましては、市職員の給与改定及び人事異動による人件費の増に伴い、公共下水道事業会計に繰り出す経費を計上するものであります。

28 ページ、5 款農林業費 1 項農業費につきましては、農業従事者募集に係る求人サイトの掲載委託料の減及び本年度の加工用メロン作付面積の減少に伴う補助経費の減、夕張農業サポーターの募集に当たり、首都圏などで説明会を行うための経費を計上するものであります。

35 ページ、8 款消防費 1 項消防費につきましては、本年度中に平和以北に福祉避難所を設置するため、災害用備蓄品購入に要する経費を計上するものであります。

36 ページ、9 款教育費 1 項教育総務費につきましては、中学校スキ一部活性化のため、専門的指導

などを行う外部指導員を配置する経費、中学校のスキー学習におけるスキー用具が必要な生徒に対するレンタル費用助成に要する経費、本年度、本市で開催される中体連スキー全道大会開催地負担に要する経費、幼稚園児の安全・安心な通園手段などを確保するため、スクールバス運行委託料の増額に要する経費、ユウパロ幼稚園の廊下などの修繕に要する経費を計上するものであります。

37 ページ、4 項社会教育費につきましては、拠点複合施設において、情報発信の充実のため書籍等を購入する経費、図書検索システム及び図書管理システムの導入に要する経費、石炭博物館模擬坑道火災の消火のために注水した水の排水作業に要する経費を計上するものであります。

39 ページ、11 款諸支出金 1 項過年度過誤納還付金につきましては、農用地から宅地等へ転用したことにより補助要件対象外となった国及び道の負担金を、北海道へ一括返還する経費を計上するものであります。

このほか、助成金の交付決定により、現行予算で計上済みの一部事業について、一般財源との財源振替を行うものであります。

歳入につきましては、8 ページから 14 ページに、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上し、一般財源については繰越金により措置するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 112 億 6,447 万 4,000 円となるものであります。

また、第 2 条債務負担行為の補正につきましては、5 ページ、第 2 表債務負担行為補正のとおりであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 12 号令和元年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページ、第 1 条歳入歳出予算の補正額 88 万 6,000 円の内容につきましては、外国人被保険者の在留資

格などの情報を、国の国保情報集約システムに連携することに伴う本市国保システムの改修に要する経費、国民健康保険料率の軽減による歳入の減及び国民健康保険準備基金から繰り入れを行う経費を計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 13 億 5,382 万 8,000 円となるものであります。

以上で、国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 13 号令和元年度夕張市公共下水道事業会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページ、第 1 条歳入歳出予算の補正額 99 万 6,000 円の内容につきましては、市職員の給与改定及び人事異動による人件費の増を計上するものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は 2 億 4,381 万 8,000 円となるものであります。

以上で、公共下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 14 号令和元年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページ、第 1 条歳入歳出予算の補正額 43 万 1,000 円の内容につきましては、市職員の給与改定及び人事異動による人件費の増を計上するものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は 17 億 6,764 万 5,000 円となるものであります。

以上で、介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 15 号令和元年度夕張市水道事業会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページ、第 2 条は、本年度予算第 3 条で定めた収益的収入及び支出のうち、支出について第 1 項営業費用を増額補正しようとするものであります。

第 3 条は、本年度予算第 8 条で定めた議会への議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めようとするものであります。

2 ページ以降につきましては、予算に関する説明資料でありますので、内容については省略させてい

たきます。

次に、議案第 18 号夕張市特別職給与条例の一部改正について、議案第 19 号夕張市教育長の給与に関する条例の一部改正について及び議案第 20 号退職手当支給条例の一部改正についてであります。本 3 議案は、いずれも令和元年 12 月 6 日に総務大臣の同意を得ました財政再生計画の変更に基づき、特別職の給与などの改善を行うため、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 21 号夕張市職員給与条例の一部改正についてであります。本案は、本年 8 月の人事院勧告に準じて、本市職員の給料の額及び勤勉手当の支給月数を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第 11 号ないし議案第 15 号、議案第 18 号ないし議案第 21 号の 9 議案一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 9 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 9 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第 7、議案第 16 号夕張市拠点複合施設設置条例の制定について、議案第 17 号支所設置条例の一部改正について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 16 号夕張市拠点複合施設設置条例の制定について及び議案第 17

号支所設置条例の一部改正についての 2 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 16 号夕張市拠点複合施設設置条例の制定についてにつきましては、南清水沢 4 丁目に建設中でありました夕張市拠点複合施設「りすた」が令和 2 年 3 月 1 日から供用開始することに伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項など、所要の内容について規定するため、条例を制定しようとするものであります。

以上で、夕張市拠点複合施設設置条例の制定についての説明を終わります。

次に、議案第 17 号支所設置条例の一部改正についてであります。本案は、南支所が夕張市拠点複合施設内へ移転することに伴い、住所を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第 16 号及び議案第 17 号の 2 議案一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第 8、議案第 22 号夕張市教育委員会の教育長の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 議案第 22 号夕張市教育委員会の教育長の任命について、提案理由をご

説明申し上げます。

本案は、現教育長であります今勉さんが、本年12月25日をもって任期満了となりますので、その後任として、新たに小林広明さんを任命することについて、同意を得ようとするものであります。

小林さんの略歴を申し上げます。

小林さんは、昭和35年5月5日生まれ、現在59歳であります。昭和58年3月北海道教育大学教育学部をご卒業され、昭和58年6月から上士幌町立上士幌中学校に教員として勤務された後、平成19年4月から夕張市立清水沢中学校教頭、平成27年4月から美唄市立峰延中学校校長、平成29年4月から砂川市立砂川中学校校長、平成31年4月からは夕張市立夕張中学校校長として勤務され、現在に至っております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

●議長 小林尚文君 日程第9、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現人権擁護委員である矢野雅昭さん、平村美千子さん、佐藤裕子さんが、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、その後任として、3

氏を再度適任と認め、それぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問するものであります。

なお、3氏の略歴につきましては省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本件は、これを可とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は、これを可とすることに決定いたしました。

●議長 小林尚文君 日程第10、報告第1号財政的援助団体の監査結果についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 小林尚文君 日程第11、報告第2号ないし報告第4号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上3案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 小林尚文君 日程第12、意見書案第1号授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、熊谷議員外3名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 日程第13、意見書案第2号 英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、熊谷議員外3名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 小林尚文君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、この場合、12月25日をもって教育委員会の教育長を退任されます今勉氏、また、新たに教育委員会の教育長に任命されました小林広明氏より挨拶したい旨の申し出がありましたので、これを許してまいります。

今教育長。

●教育長 今 勉君（登壇） 退任に当たって一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、議会の皆様には、このような時間をとっていただいたことに、心から感謝を申し上げます。

私が夕張市にかかわりを持ちましたのは、平成26年度、北海道夕張高等学校着任からでございます。あくまでも個人的な印象ではございますが、当時は夕張高等学校と地域との間に溝を感じ、地域の学校としての存在が薄かったことを思い浮かべます。

このような印象もあって、夕張高校が地域に開かれ、地域とともに歩む学校としての存在価値を、地

域の皆様方にご理解をいただいて、地域になくはない学校にしたいと思いを強く持ったものでした。

夕張高校の将来あるべき姿、夕張高校としてのビジョンを、いま一度思い描くところからスタートいたしました。

そのため、保護者の方々、地域の皆様、教職員とで、地域が望む夕張高校の姿を、約1年かけて議論をいたしました。

ほぼ同時に、市役所内にワーキンググループが立ち上げられ、夕張高校の魅力化に向け活発な話し合い、議論がされてきたのは、議員の皆様方も十分ご承知のとおりでございます。

平成28年12月、ご縁があつて、夕張市教育委員会に着任をいたしました。平成29年には、現北海道知事、前夕張市長鈴木直道さんのリーダーシップのもと、財政再生計画の抜本的な見直しを図り、財政再建と地域再生の両立を図る、新たな財政再生計画がリスタートいたしました。教育行政の要としての教育委員会といたしましても、その波に乗り遅れることがないように、緊張感を持って臨み、私自身にとっても充実感を覚えた29年度、30年度であった気がいたします。

高等学校長から教育長に就任いたしましたことから、一部の方から、高校のことしか考えていないと誤解やご批判があつたこともございました。ただ、私は就任をいたしまして一貫して申し上げてきたことは、ゼロ歳から18歳までの教育の推進であり、その考えに今も変わりはありません。夕張高校の閉校は地域の疲弊に直結するとの観点から、是が非でも食いとめることを先行実施したにすぎなかったのであります。夕張市の将来を見据えると、小・中・高校の一貫した教育の推進が重要であることは、どなたが考えても明らかでございます。

さて、夕張市は20年先、30年先、どのようなになっているのでしょうか。この先、市民の皆様が、この夕張市に住んで幸せだった、今後も住み続けたいとお感じになるまちづくりができているかが問われ

ることになるでしょう。20 年先、30 年先はすぐにや
ってまいります。市民の皆様お一人お一人が他人ご
ととして見過ごすことなく、後世への責任あるお立
場をご認識され、力強く歩んでいかれることを心か
ら願っております。

私たちは、絶えず過去に学び、未来を考え、今を
生きております。夕張市がたくさんの挑戦と失敗か
ら得た答えを、次の世代にしっかりと伝えていく責
務があると考えます。一遍に夕張市の再生がかなわ
なくても、自分の住むまちで自分がかかわりの持て
る範囲で互いに手を取り合い、少しずつ変えること
ができましたら、夕張市に住んでいてよかったと必
ずや思っていたけると信じております。

結びとなりますが、夕張高校の在職期間を加えて、
5 年 9 カ月間、夕張市にお世話になりました。この
間、市民の皆様にも多くのことを教えられ、考えさせ
られ、そして育てられたと、心から感謝を申し上げ
たいというふうに思います。

市民の皆様方と夕張市のまちづくりについて熱く
議論し合ったすばらしい時間を過ごさせていただい
たことに重ねて感謝を申し上げ、退任に当たっての
ご挨拶とさせていただきます。今までありがとうござ
いました。

●議長 小林尚文君 次に、小林広明さんにご挨拶
をいただきます。

●小林広明君（登壇） 就任に当たりまして、一
言ご挨拶申し上げます。

まずは、このたび、このような時間を設けていた
だきありがとうございます。先ほど、議員の皆様方
のご同意により、夕張市教育委員会教育長の職につ
くことになります、小林広明です。

これまで今教育長が推進してまいりました教育行
政並びにその実績を基本とし、夕張市の児童生徒や
市民の皆様のために、微力ではありますが、真摯に
誠実に職務に励んでまいりたいと考えております。

また、厚谷市長を初め理事者の皆様方との連携も
強め、議員の皆様とも力を合わせ、夕張市のために
頑張っていく所存です。

ご指導、ご支援並びにご鞭撻を賜りますようお願い
い申し上げ、簡単ではございますがご挨拶といたし
ます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●事務局長 木村卓也君 ご起立願います。

●議長 小林尚文君 これをもちまして、第 4 回
定例夕張市議会を閉会いたします。

午前 11 時 16 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 小林 尚 文

夕張市議会 議員 君 島 孝 夫

夕張市議会 議員 大 山 修 二